

教育こども委員協議会報告資料

学校給食費無償化に際しての新たな対応について…………… P 1

令和 7 年 8 月
教 育 委 員 会

学校給食費無償化に際しての新たな対応について

1 アレルギー等の身体的事情により給食を喫食できない児童生徒に関する対応

令和7年2学期から学校給食費を無償化するが、アレルギー等の身体的事情により給食を全停止している児童生徒については、教育活動の一環である学校給食の場に参加しながら、一切の給食を喫食することができず、代替としての弁当を準備する保護者の負担は特に大きいものとなっている。

学校設置者として、給食を提供できないことで発生する保護者の負担を軽減するため、無償化を契機として、給食費相当額を給付するもの。

(1) 実施概要

ア 給付条件

- アレルギー等の身体的事情により、給食を「全停止」していること
 - ※保護者から提出を受けた学校生活管理指導表等により、医師の意見を確認
 - ※医師の診断等を伴わないもの（宗教上の理由、その他信条によるもの等）は対象外
- 前月15日までに翌月分の給食の全てを停止していること
 - ※8・9月分は無償化開始前までに給食の停止を申し出ていること

イ 対象期間

令和7年8月28日(2学期給食開始)から
令和8年3月23日(3学期給食終了)まで

ウ 支給額

小学校(特支小) : 1食単価(243.15円)×弁当持参日数
中学校(特支中・高) : 1食単価(289.47円)×弁当持参日数
※欠席等した日は、給付の算定から除外する。

エ 手続き内容

- 申請受付(保護者が申請書を教育委員会に提出) : 10月受付開始～12月締切
- 確認(教育委員会にて申請内容を確認)
- 給付額算定(給食回数確定後、教育委員会にて給付額を算定) : 3月
- 給付(年度分をまとめて、保護者指定口座に振り込み) : 4月予定

〈想定人数及び想定給付額〉

- ・対象人数 約100人
- ・給付額 約3,000千円
 - ※内訳 小学校(特支小) : 29,400円/人×60人=1,764千円
 - 中学校(特支中・高) : 35,000円/人×40人=1,400千円

2 給食提供箇所の拡大

福岡市が運営している教育支援センター(市内7か所)へ通級する児童生徒には、現状給食の提供がなく弁当持参をお願いしているが、給食に準じた食事を提供する方向で準備を進める。

〈教育支援センターとは〉

- ・様々な理由により不登校の状態にある子ども達に対し、体験活動や学習活動などの様々な活動を通して、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行う施設。在籍校に籍を置いたまま通級する。
- ・設置場所は各区1か所
 - 中央区：はまかぜ学級（えがお館内）
 - 早良区：まつ風学級（教育センター内）
 - 博多区：すまいる学級東住吉教室（東住吉小学校内）
 - 東区：すまいる学級東箱崎教室（東箱崎小学校内）
 - 南区：すまいる学級野多目教室（野多目小学校内）
 - 城南区：すまいる学級金山教室（金山小学校内）
 - 西区：すまいる学級壱岐東教室（壱岐東小学校内）